

東大和市社会福祉協議会後援名義使用承認事務取扱要領

平成14年4月1日

要領第3号

(趣 旨)

第1条 この要領は、市内の団体又は機関等（以下「団体等」という。）が行う事業を東大和市社会福祉協議会（以下(本会)という。）が後援する場合の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(基 準)

第2条 本会は、次の各号に掲げる要件を備えた事業を後援することができる。

- (1) 事業の内容が、本会事業の推進に寄与するものであること。
- (2) 事業の主催者が、次に掲げる団体のいずれかに該当すること。
 - ア 官公庁及びこれに準ずる団体
 - イ 芸術文化、学研究団体及び報道機関
 - ウ 社会教育関係団体、社会福祉団体及びこれに準ずる団体
- (3) 事業の規模が、市民の相当な範囲を対象とするものであること。
- (4) 政治若しくは宗教活動以外のものであること。
- (5) 開催、開設の場所が公衆衛生、災害防止上、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (6) 営利事業であっても社会福祉の目的をもって行う事業で収益金の全部又はほとんどの額を寄付する場合は、この限りではない。
- (7) 特定の流派、個人の発表会等以外の事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めた事業については、後援することができる。

(申 請)

第3条 本会の後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施日の15日前までに後援名義使用申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 申請者が行う事業が毎年実施され、尚且つ、その事業の収益金を一定額本会に寄付する場合は、申請書の提出を省くことができる。ただし、開催日時、内容等は事前に連絡をしなければならない。

(決 定)

第4条 会長は、後援の申請があったときは、その可否を決定し、後援名義使用承認決定通知書（第2号様式）又は後援名義使用不承認決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の承認決定において、一定の条件を付すことができる。

(実績報告)

第5条 本会の後援を受けた事業が終了したときは、当該事業の主催者は、

速やかに後援名義使用実績報告書（第４号様式）を会長に提出しなければならない。

- ２ 第３条第２項に該当する団体等については、実績報告書の提出を省くことができる。

（後援の取消し）

第６条 第４条第１項の規定により、後援の承認決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合には、その決定を取り消すことができる。

- （１） 虚偽の申請をしたとき。
- （２） 後援の条件に違反したとき。
- （３） この要領に違反したとき。

附 則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。